

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

運営主体は、全市町村が加入した「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政運営の広域化及び安定化を図る。

2. 歳入の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	441,756	77.1	424,297	76.6	17,459	4.1
2. 使用料及び手数料	手数料	82	0.0	100	0.0	△18	△18.0
3. 繰入金	他会計繰入金	124,272	21.7	120,884	21.8	3,388	2.8
4. 繰越金	繰越金	229	0.0	2,403	0.5	△2,174	△90.5
5. 諸収入		6,628	1.2	5,984	1.1	644	10.8
	延滞金、加算金及び過料	67	0.0	107	0.0	△40	△37.4
	償還金及び還付加算金	278	0.1	407	0.1	△129	△31.7
	受託事業収入	6,188	1.1	5,041	0.9	1,147	22.8
	雑入	95	0.0	429	0.1	△334	△77.9
歳入合計		572,967	100.0	553,668	100.0	19,299	3.5

3. 歳出の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 総務費		13,141	2.3	12,503	2.2	638	5.1
	総務管理費	10,395	1.8	9,724	1.7	671	6.9
	徴収費	2,746	0.5	2,779	0.5	△33	△1.2
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	557,945	97.7	540,528	97.7	17,417	3.2
3. 諸支出金	償還金及び還付加算金	278	0.0	408	0.1	△130	△31.9
歳出合計		571,364	100.0	553,439	100.0	17,925	3.2

4. 収支の状況 (単位:千円)

区分	金額
1. 歳入総額	572,967
2. 歳出総額	571,364
3. 歳入歳出差引額	1,603
4. 実質収支額	1,603

5. 収納状況 (単位:円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	280,641,900	280,925,200	0	△283,300	100.1
普通徴収保険料	167,190,300	160,831,300	1,300,500	5,058,500	96.2
合計	447,832,200	441,756,500	1,300,500	4,775,200	98.6

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 283,300 円を含む。

※普通徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 63,900 円を含む。

○後期高齢者医療事務に要する経費 (01010101) 10,394,822 円 (9,723,696 円)

決算書 P394

[総務部 総務課 所管 585,860 円含む]

〈その他：6,282,806 円 一財：4,112,016 円〉

*特定財源積算根拠

・諸収入：健康診査受託収入 6,187,973 円

・諸収入：後期高齢者医療制度特別対策補助金 94,833 円

(目的)

後期高齢者医療事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の事務執行に要する事務費、健康診査委託料等。

(効果)

健康診査等を行うことにより、健康に対する意識を高めることができた。

○保険料徴収事務に要する経費 (01020101) 2,745,829 円 (2,779,534 円) 決算書 P394

[総務部 総務課 所管 1,787,830 円含む]

〈その他：81,600 円 一財：2,664,229 円〉

*特定財源積算根拠

・手数料：督促手数料 81,600 円

(目的)

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

(効果)

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費 (02010101) 557,944,586 円 (540,527,949 円) 決算書 P396

〈その他：557,939,686 円 一財：4,900 円〉

*特定財源積算根拠

・保険料：保険料 440,683,500 円

・繰入金：保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) 117,189,086 円

・諸収入：被保険者延滞金 67,100 円

(目的)

後期高齢者医療制度の財源(保険料)を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

(内容)

保険料納付金 440,683,500 円

保険基盤安定納付金 117,189,086 円

延滞金納付金 72,000 円

(効果)

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に帰している。

・賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
2・3年度	46,000円	8.5%	640,000円

※ (前年の総所得金額等－基礎控除額) × 8.5%